

阿南市成人式(仮称)のご案内

開催日 令和5年1月8日(日)

令和5年「阿南市成人式(仮称)」を次のとおり開催します。

場所 夢ホール(文化会館) 富岡町西池田135番地1

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止する場合があります。

対象者 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、

①阿南市に住所を有する方

②阿南市出身で出席を希望される方

実行委員の募集 対象者で成人式(仮称)に参画していただける方を募集します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 生涯学習課 ☎22-3391

役立ててみませんか 「ふるさとづくり基金」

ふるさとづくり基金を活用し自らの手で魅力あるまちづくりを進めてみませんか。

助成対象 次の2種類があります。

▶市の活性化および地域の振興につながる営利を目的としない市民の自発的な活動(地域イベント・文化活動・スポーツ行事等)を行う団体への助成

▶海外視察研修(本市に2年以上在住し年齢が満10歳から49歳までの方で、視察研修の体験が地域づくりの実践につながると考えられる方)への助成

申請方法および交付の決定 助成を希望される方は、申請書(市民生活課市民活動支援室備え付け)に必要事項を記入の上、6月30日(休)までに提出してください。助成の選考と金額など詳細は基金運営委員会の審議を経て決定します。

問い合わせ
市民生活課市民活動支援室 ☎24-8061



阿南市へ

●車いす1台(新野小学校に設置)

県南軟式野球競技会様から公共施設における福祉サービス充実のため
ご寄贈いただきありがとうございました。

徳島県版プレミアムポイント事業 第2弾



徳島県版プレミアムポイント事業とは、マイナンバーカードの取得促進と消費喚起による県内経済の活性化を図るため、国のマイナポイントに徳島県独自のプレミアムポイントを上乗せして付与する事業です。

※国のマイナポイント事業については、9月末までにマイナンバーカードを申請し、令和5年2月末までにマイナポイントの申し込みをした方が対象です。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>

(マイナポイントで検索)をご覧ください。

徳島県版プレミアムポイントをもらうには

- ①マイナンバーカードを取得する。
- ②「マイナポイントの予約・申込」において徳島県版の対象となるキャッシュレス決済サービス(注1)に申し込む。(一度選択した決済サービスは変更できません。)
- ③期間中(4月1日(金)~12月28日(水))に、徳島県内の対象店舗等において利用(チャージまたは購入)する。
- ④利用金額に対して、国のマイナポイント(最大5,000ポイント)に加えて、県のプレミアムポイント(最大3,000ポイント)が付与される。

決済サービス(注1) 楽天ペイ(アプリ決済)・auPAY・d払い・ゆめか・WAON ※今後、追加の可能性有り

対象者 マイナンバーカード取得者のうち徳島県版プレミアムポイント第1弾の未取得者(上限3,000ポイントに達していない場合を含む)

※徳島県版プレミアムポイント第2弾に対応していないキャッシュレス決済サービスで国のマイナポイントに申し込んでいる方は対象外です。

※それぞれの決済サービスでの付与条件等については、(注1)の決済事業者にお尋ねいただくか、<https://www.pref.tokushima.lg.jp/premiumpoint/>(徳島県版プレミアムポイントで検索)をご覧ください。

市民生活課では、マイナポイント申込のサポートを行っておりますので、お問い合わせください。



問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

小児用新型コロナウイルスワクチン接種について

小児(5歳から11歳)のワクチン接種については義務や強制ではありません。接種券に同封されたリーフレット等をお読みいただき、接種を受けるかお子さまとご検討ください。接種をご希望の方は、徳島県のウェブサイトまたはコールセンターでご予約ください。



2月22日接種券発送対象者

平成22年4月2日から

平成29年2月28日までに生まれの方

(令和4年3月1日以降、新たに5歳になられる方については、誕生月の翌月に発送します。)

小児用新型コロナウイルスワクチンは、1回目の接種時の年齢に基づいて判断します。1回目の接種時に11歳だったお子さまが、2回目の接種時までに12歳の誕生日を迎えた場合、2回目接種にも小児用ワクチンを使用します。なお、1回目接種日までに12歳になられた方については、小児用ワクチンではなく12歳以上のワクチンを使用します。

使用するワクチン等 ファイザー社製の小児用ワクチンを通常、3週間の間隔を空けて2回接種します。

※他のワクチンとの接種間隔などについては、かかりつけ医などにご相談ください。同時または前後2週間は、原則、他のワクチンを受けることはできません。

接種場所 県内63医療機関

(うち市内6医療機関：2月22日時点)

予約方法

①ウェブサイト



②コールセンター ☎0120-003-820

受付時間 8:30~20:00(土、日、祝日含む)

持参物 お子さまの本人確認書類(マイナンバーカード、健康保険証等)、接種券、予診票、母子手帳(可能な限り)

国民健康保険 後期高齢者医療制度 傷病手当金の適用期間を 延長します

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間が、6月30日(休)までに延長されました。

※申請を希望される場合は、必ず事前にご連絡の上、申請してください。

国民健康保険の申請先および問い合わせ

保険年金課 ☎22-1118

※支給対象者、支給金額等については、市ホームページをご覧ください。

後期高齢者医療制度の問い合わせ

保険年金課 ☎22-8064

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
☎088-677-3666

新型コロナウイルス対策 農業者支援金

本市では、新型コロナウイルス感染症のため農業収入が減少するなど、農業に支障が生じている農業者等を対象に支援金を給付します。

対象者 平成31年1月から令和元年12月ま

での収入全体のうち、農業収入が2分の1以上占め、かつ、令和元年(平成31年)分と令和3年分の農業収入を比較して80万円以上減少していること。(他にも条件があります。)

支給額 20万円

申請書類 市ホームページからダウンロードしていただくか、電話またはメールでご請求ください。

※提出は原則郵送です。

申請期間 4月15日(金)~6月30日(休)



提出先・問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598
〒774-8501 富岡町トノ町12番地3
e-mail:nourin@anan.i-tokushima.jp

税務課からのお知らせ

固定資産縦覧帳簿(土地・家屋)の縦覧

令和4年度の固定資産の価格(評価額)を次のとおり縦覧に供します。

期間 4月1日(金)～5月2日(月)(土、日、祝日は除く)
9:00～17:00

場所 市役所1階 税務課固定資産税担当窓口

縦覧できる方 固定資産税の納税者または代理人

持参物 本人確認ができる公的証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)。代理人の場合は委任状も必要です。

手数料 縦覧帳簿の縦覧は無料。また、名寄帳(ご自身が納税義務者となっている資産の一覧表)の閲覧についても縦覧期間中は無料となります。

問い合わせ 税務課固定資産税担当 ☎22-1114

令和4年度 固定資産評価証明書等の発行予定日

▶ 固定資産評価証明書 4月1日(金)～

▶ 固定資産公課証明書 4月8日(金)～

※証明書申請時に本人確認を実施していますので、公的証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)をご持参ください。

問い合わせ 税務課庶務係 ☎22-1114

手話奉仕員養成講座 受講者募集



聴覚障がいがある方の社会参加促進を目的に、コミュニケーションを円滑に行えるよう支援するため、手話奉仕員養成講座を実施します。

対象 市内在住の方

これまでに受講されていない方

日時 5月10日(火)～10月4日(火)の毎週火曜日
19:00～20:40

場所 ひまわり会館 21世紀室

内容 入門課程講習(講義3回・実技19回)

受講料 無料(テキスト代必要)

募集人数 20人(先着順)

申込方法 電話または地域共生推進課窓口にて4月20日(水)までにお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更・中止となる場合があります。

申し込み・問い合わせ
地域共生推進課 ☎22-3440

年金手帳は 基礎年金番号通知書に 変わります

令和4年4月1日から年金手帳が廃止され、国民年金の新規加入者へ基礎年金番号通知書が発行されます。基礎年金番号通知書は年金手帳に替わり、国民年金の被保険者である(または被保険者であった)ことを証明するものです。年金の各種手続きや就職の時(厚生年金加入時)に提示を求められることがあります。

既に年金手帳を交付されている方には、基礎年金番号通知書の交付は行われません。年金手帳の再交付申請書を提出されている場合であっても、交付日が令和4年4月1日以降となる場合、基礎年金番号通知書の交付となります。また、お手元にある年金手帳は、令和4年4月1日以降も「基礎年金番号を明らかにすることができる書類」として、引き続きご利用いただけます。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

年金相談 Q&A



Q 20歳の学生ですが、収入がないので、国民年金の保険料を支払うことができません。どうしたらよいのでしょうか。

A 所得の少ない学生が申請し、承認されることで、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

学生の方で、納められないからといってそのままにしておくと、将来年金を受給できなくなる恐れがありますので、納付が難しい場合は学生納付特例を申請してください。申請には、基礎年金番号通知書またはマイナンバー(個人番号)、在学期間がわかる学生証の写しや在学証明書が必要です。また、来庁者の本人確認書類、ご本人以外が手続きされる場合は委任状が必要です。

学生納付特例が一度承認されると翌年度以降、在学期間中は毎年4月頃に、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入の上、返送してください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

【徳島県後期高齢者医療制度】 保険料のお知らせ

令和4年度、令和5年度の保険料を算出する保険料率が決まりました。保険料率は2年ごとに見直すこととなっており、詳細は下記のとおりです。

また、下記の計算方法で算出された保険料は、所得の低い方および被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、軽減制度があります。

なお、制度の見直しや政令・条例改正により、令和4年度から保険料の上限額についても見直しが行われています。被保険者の皆さまに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金と共に大切な財源となります。被保険者の皆さまには、ご負担をお掛けしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

保険料の計算方法(令和4年度、5年度)

保険料	=	均等割額 56,044円	+	所得割額
※100円未満切り捨て、 上限額66万円 (令和3年度:64万円)		※被保険者が等しく負担		基礎控除(43万円)後の総所得金額等 × 所得割率 10.47% ※被保険者の所得に応じて負担

保険料の軽減(令和4年度)

◆**均等割額の軽減**…世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	7割
43万円+「28万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	5割
43万円+「52万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	2割

◆**被用者保険の被扶養者であった場合の軽減**…後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間)	均等割額の軽減割合
	5割

保険料のお支払い

令和4年度の保険料が年金から差し引かれる方は、4月分から8月分までの年金については、前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額をお支払いいただきます。

前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10月分以降の年金からお支払いいただきます。また、4月分の年金から差し引かれていない方は、8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。詳しくは、保険年金課にお問い合わせください。

入院したときの食事代等について

同一世帯の全員が住民税非課税の方で、入院や高額な外来診療を受けるときに医療機関等の窓口でオンライン資格確認ができない方については、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示することで、医療機関ごとに医療費および食事代の自己負担限度額が減額されます。認定証が必要な方は、保険年金課に申請してください。

また、認定証の適用区分が「区分Ⅱ」に該当する方の食事代は、負担区分が区分Ⅱの判定期間内の入院日数が90日を超えるとさらに減額されますので、再度入院日数の届出を行ってください。※申請月よりもさかのぼっての適用はできませんので、90日を超えた場合は速やかに申請してください。

問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666
〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1 <https://www.koukikourei-tokushima.jp/>
または 保険年金課 後期高齢者医療制度担当 ☎22-8064

富岡東部地区防災公園へ 避難が可能となりました

利用開始 令和4年4月

場所 除町亀崎200番地6
(淡島学園 東側山上)

施設 トイレ、備蓄倉庫、あずまやなど

広場面積 3,700㎡

避難有効面積 2,900㎡

収容可能人数 1,450人

想定津波高 T.P.+6.4m

広場整備高 T.P.+23.3m

※東側または西側の避難路から防災公園を
経由しての車での通り抜けはできません。

※現在、東側避難路の維持工事を行って
います。工事中も避難できるよう配慮して
います。

西側避難路は工事完了しています。

問い合わせ

管理に関すること

まちづくり推進課 ☎22-1596

e-mail:toshikei@anan.i-tokushima.jp

防災に関すること

危機管理課 ☎22-9191

e-mail:bosai@anan.i-tokushima.jp

水道課からのお知らせ

◆水道メーターの交換

水道メーターは、正確な計量・検針ができるよう計量法に基づき有効期間が定められており、有効期間満了前に交換作業を行っています。交換作業実施の際は、ご理解とご協力をお願いします。

交換予定地区 富岡東地区、横見町、那賀川町、羽ノ浦町
(西春日野地区を除く)、伊島町、大井町

交換予定期間 5月～令和5年2月

交換する際は各戸へ事前に通知します。

◆水道メーターの検針

毎月1回、水道ご使用中のご家庭や会社等にお伺いして、水道メーターの検針を行っています。円滑に検針が行えるよう、ご協力をお願いします。

▶水道メーターは、いつも見やすくしてください。

▶メーターボックス上に物を置かないようにしてください。

▶メーターボックス上に車など駐車しないようにしてください。

▶犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。

▶家屋等の増改築時、メーターボックスが屋内や見えにくい位置にならないよう気を付けてください。水道メーターの移設等にかかる費用は、お客さまのご負担となります。

問い合わせ 阿南市水道料金お客様センター(水道課内)
☎22-0587

住宅リフォーム補助等のお知らせ

●あなんぐらし支援事業

市内に本店または支店等の事業所がある施工業者に依頼して行うリフォーム等の工事費用の一部(上限15万円)を補助します。移住者には上限15万円、空家利用には上限35万円の加算があります。

受付 前期申込の抽選受付期間は4月1日(金)から5月31日(火)までとし、当選(80戸)の発表は6月初旬に市ホームページ、本人宛通知にてお知らせする予定です。なお、後期申込(10戸程度)は6月以降を予定しています。

申請方法 右の2次元コードから電子申請をご利用いただけます。書面でも申請していただけます。



●耐震診断

要件 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
自己負担額 3,000円 **予定戸数** 52戸(先着順)

●耐震改修支援事業

補助上限 100万円 **予定戸数** 18戸(先着順)

●耐震シェルター設置支援事業

補助上限 80万円 **予定戸数** 1戸(先着順)

●住まいのスマート化支援事業

要件 耐震改修または耐震シェルターと併せて行うスマート化工事(スマートロック設置等を伴う省エネ化・バリアフリー化工事)

補助上限 30万円 **予定戸数** 19戸(先着順)

●住替え支援事業

要件 昭和56年5月31日以前に着工かつ耐震診断評点が0.7未満と判定され、居住する住宅の全てを除却する工事等

補助上限 30万円 **予定戸数** 11戸(先着順)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。下の2次元コードから市ホームページをご利用いただけます。



問い合わせ 住宅課 ☎22-3431

ウクライナ人道危機救援金について

2月24日以降のウクライナ各地で激化した戦闘により、危機的状況にある同国の住民に対する人道支援のため、救援募金箱を次のとおり設置しました。

受付期間 5月27日(金)まで

受付時間 8:30～17:15(土、日、祝日を除く)

設置場所 市役所1階案内横

※集まった救援金は日本赤十字社徳島県支部へ送金します。

問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

戸別受信機の電池交換のお願い

防災行政無線の戸別受信機は、停電時には乾電池で作動するようになっています。

電池の消耗や自然放電による電圧の低下、電池からの液漏れによる故障などが原因で放送が受信できなくなりますので、乾電池の定期交換(年1回)をお願いします。

問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

令和4年度 住宅用太陽光発電システム導入支援事業 補助金申請を受け付けします

金額 1件につき5万円

募集件数 100件

※募集件数に達した時点で受付を終了します。

受付期間 4月1日(金)～
11月30日(水)

※申請方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。



申請先・問い合わせ
環境保全課 ☎22-3413

令和4年度 自走式草刈機貸出のご案内

農地の適正な管理を図るため、次の条件を満たす方に自走式草刈機を貸し出します。

対象地 市内に所在する農地

対象者 対象農地の所有者、当該農地所有者に草刈作業の許可を得た方または利用権等の設定を受け、耕作しようとする方

申請方法 貸出申請書および対象農地の写真を提出してください。

予約開始日 4月1日(金)～

貸出期間等 1回の貸出期間は最大で7日間。また、同一対象者および同一対象農地への貸出は、四半期ごとに1回までとし、同一年度で3回を限度とする。

利用料 無料 ※燃料費は利用者負担です。



申請先・問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598

令和4年度 小型合併処理浄化槽補助金申請の受付開始

対象 市内において、10人槽以下の小型合併処理浄化槽を住居用に設置する方で、令和5年3月末までに浄化槽設置工事を完了できる方。(ただし、すでに着工されている方ならびに下水道法第4条第1項の事業計画に定めた区域、阿南市伊島地区コミュニティ・プラント事業区域、阿南市春日野地域下水道条例第4条に規定する区域、阿南市西春日野生活排水処理施設条例第4条に規定する区域、阿南市パストラルゆたか野団地生活排水処理施設条例第4条に規定する区域および阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設条例第4条に規定する処理区域は除きます。なお、阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設の管理上、当該施設に接続することができない場合は、補助対象とすることができません。)

補助金額 国の制度が改正されたことに伴い、令和2年度から補助金額が変更されました。

▶5人槽 66,000円～332,000円

▶6～7人槽 66,000円～414,000円

▶8～10人槽 66,000円～548,000円

詳しくは環境保全課までお問い合わせください。

受付期間 4月1日(金)～11月30日(水) 8:30～17:15
(土、日、祝日は除く)

交付者の決定 申請順に予算の範囲で決定します。

申請方法 補助金交付申請書(環境保全課備え付け)に必要な書類を添付の上、浄化槽設置工事が始まる日の8日前までに提出してください。

必要書類 詳しくは環境保全課までお問い合わせください。

申請先・問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

ふるさと活性21活動補助金事業申請の受付

この事業は、地域づくり活動の推進を図ることを目的として、自主的・主体的な取組による特色ある地域おこし活動を行う団体を支援する補助金制度です。

対象事業

- ▶ 独自性・創造性に富み、かつ、地域間および人的な交流を図り、将来的に地域の活性化につながると認められる事業
- ▶ 伝統文化の継承およびそれを生かした新しい地域おこし事業

- ▶ 地域の活性化を目的としたソフト事業
- ▶ 環境改善を目的としたボランティア事業
- ▶ 地域づくりの先導的役割を担う人材育成をめざした事業

申請方法 交付申請書(各公民館に備え付け)に必要事項を記入の上、各公民館へ提出してください。

受付期間 4月1日(金)～5月31日(火)

※交付の可否等は、7月中旬頃に通知する予定です。

問い合わせ 生涯学習課 ☎22-3391

南阿波(阿南・那賀・美波・牟岐・海陽)定住自立圏連携事業

第46回(令和4年度)成人大学講座受講生募集

講座内容・日程 別表の予定(未定は現在調整中)

定員 130人

※定員を超えた場合は抽選を行い、開講式の案内をもって当選とします。

受講資格 学習意欲のある方

受講料 年間1,500円(現地研修などは実費負担があります。)

受講場所 文化会館ほか

申込方法 はがきに住所、氏名、フリガナ、電話番号、携帯電話番号を記入の上、4月15日(金)までに生涯学習課へお申し込みください。なお、電話での受付はいたしません。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、内容の変更や中止となる場合があります。

日 時	テーマ	場 所	内 容	講 師
5月29日(日) 15:00	◇開講式 第1回講座	文化会館	阿南市総合計画 2021～2028について	阿南市長 表原立磨さん
6月11日(土) 15:00	第2回講座 安全安心	文化会館	安全安心について	徳島県警本部交通企画課 指導官 國見重人さん
7月2日(土) 15:00	第3回講座 防災	文化会館	災害から暮らしを再建する	徳島弁護士会 弁護士 堀井秀知さん
7月4日(月)～7日(木) 13:30～15:30	選択講座 情報	富岡公民館 OA室	スマートフォン講座	古住勝美さん 上田泰生さん
9月24日(土)、25日(日) 午前の部 10:00～ 午後の部 14:00～	選択講座 科学	科学センター	大人のための理科学習 「化石をほり出そう」	科学センター指導員
10月15日(土) 13:30～14:30	第4回講座 歴史	文化会館	若杉山遺跡の保存活用について	文化振興課 向井公紀さん
10月24日(月) 10月31日(月) 11月7日(月)	選択講座 現地研修	那賀郡那賀町 木頭	・柚子しばり体験 ・苔テラリウム ・みらいコンビニ	キャンプパーク木頭 CAMP PARK KITO
12月4日(日) 10:00(予定)	第5回講座 人権フェスティバル参加	文化会館 (予定)	未定	未定
令和5年1月28日(土) 13:30(予定)	第6回講座 生涯学習推進 大会参加	富岡公民館	未定	未定
令和5年2月25日(土) 15:00	第7回講座 終活 ◇閉講式	文化会館	終活(相続)について	徳島地方法務局 阿南支局

申し込み・問い合わせ 生涯学習課 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 ☎22-3391